

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 合同会社憩い庵
- (2) 代表者名 代表社員 関森 磨美
- (3) 所在地 大阪府東大阪市渋川町二丁目1番20号

2 対象事業所

- (1) 名 称 るびなす東大阪
- (2) 事業種別 共同生活援助
- (3) 所在地 大阪府東大阪市柏田東町
- (4) 指定年月日 令和2年9月1日

3 指定の取消日

令和3年3月31日

4 処分理由

(1) 訓練等給付費の請求に関する不正（法第50条第1項第5号）

①新規指定時から令和2年10月31日までの間、サービス管理責任者を配置していなかったにも関わらず、代表社員兼管理者が、サービス管理責任者が作成したように装った個別支援計画を作成し、令和2年9月及び10月のサービス提供分の報酬請求において個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

②令和2年11月のサービス提供分の報酬請求において、サービス管理責任者欠如減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

(2) 不正の手段による指定（法第50条第1項第8号）

代表社員兼管理者は、人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に勤務予定のない者の名義を使用し、その者をサービス管理責任者として配置するとして、本市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。また、事業開始後も当該人員基準違反の状態が令和2年10月31日まで継続していた。

5 事業者に対する経済上の措置

訓練等給付費に係る返還額

【東大阪市】	不正請求額	327,944円
	加算額	131,177円
	合計	459,121円
【東大阪市以外】	不正請求額	114,286円
	加算額	45,714円
	合計	160,000円

6 欠格事由該当者

関森 磨美（合同会社憩い庵 代表社員、るびなす東大阪 管理者）

東大阪市福祉部指導監査室
障害福祉事業者課
電話：06-4309-3187